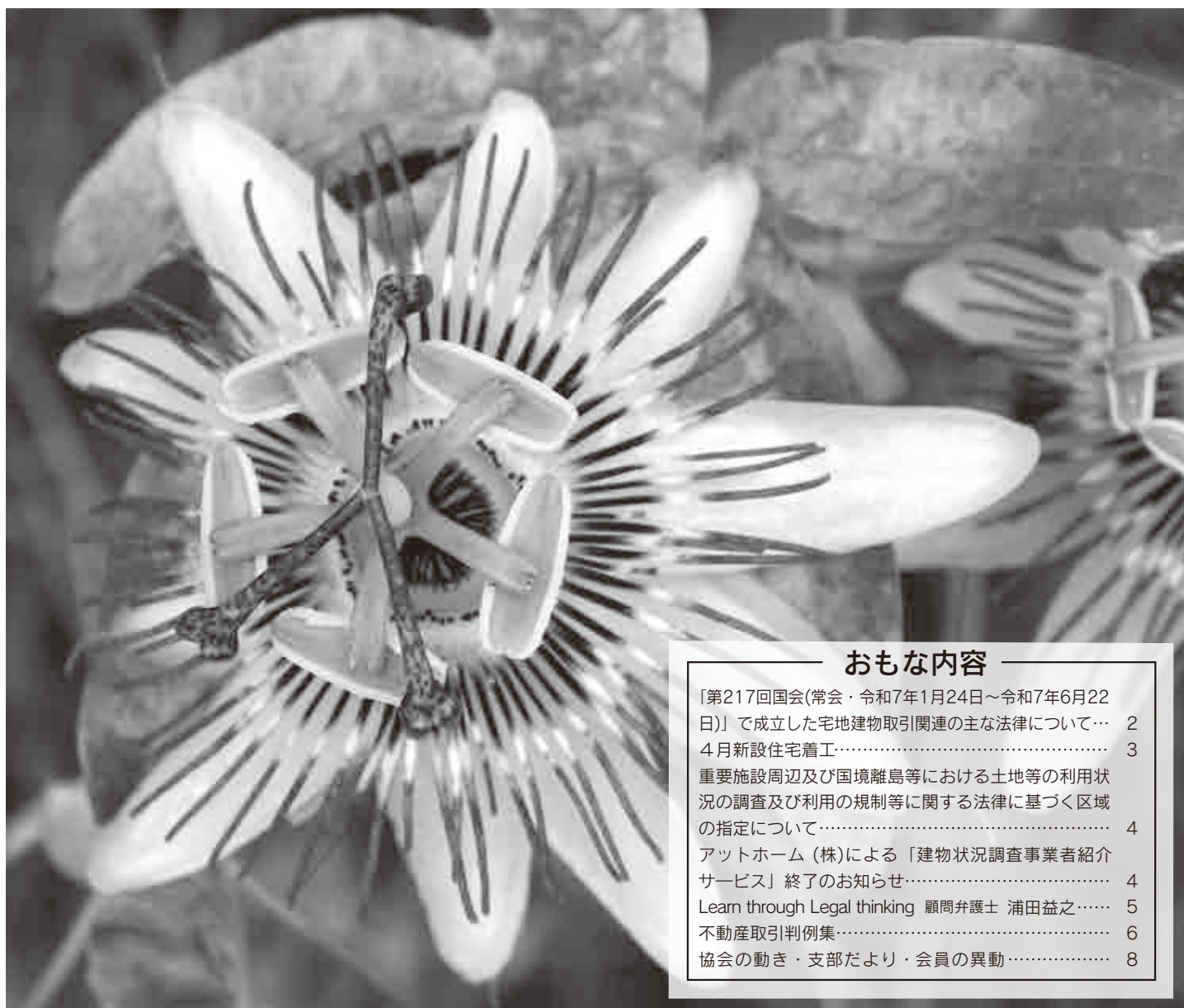


TAKKEN

GIFU

宅建ぎふ
Vol.583
令和7年7月15日発行



おもな内容

「第217回国会(常会・令和7年1月24日～令和7年6月22日)」で成立した宅地建物取引関連の主な法律について…	2
4月新設住宅着工……………	3
重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく区域の指定について……………	4
アットホーム(株)による「建物状況調査事業者紹介サービス」終了のお知らせ……………	4
Learn through Legal thinking 顧問弁護士 浦田益之…………	5
不動産取引判例集……………	6
協会の動き・支部だより・会員の異動……………	8



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

「第217回国会(常会・令和7年1月24日～令和7年6月22日)」で成立した宅地建物取引関連の主な法律について

法律名	所 管	成立日	公布日	施行日	備 考
老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律	国土交通省	R 7.5.23	R 7.5.30	一部を除き、令和8年4月1日から施行	老朽化したマンションの増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、マンションその他の区分所有建物の管理及び再生の円滑化等を図るため、区分所有建物の再生等の実施の円滑化、集会の決議要件の合理化、所有者不明専有部分管理命令の制度の創設、敷地共有者等集会制度の対象範囲の拡大、マンション管理適正化支援法人の登録制度の創設等の措置を講ずる。
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律	デジタル庁	R 7.5.16	R 7.5.23	一部を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずる。
港湾法等の一部を改正する法律	国土交通省	R 7.4.16	R 7.4.23	一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内で施行	近年の気候変動等に対応して港湾の保全及び円滑な利用の確保を図るため、港湾管理者による協働防護計画の作成及び同計画に定められた事業の実施に係る工事の許可の特例、非常災害時における他人の土石の取用等に係る措置の拡充、港湾管理者が管理する港湾施設の改良工事の国土交通大臣による代行制度の創設、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾における港湾施設の利用を調整する制度の創設等の措置を講ずる。
森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律	農林水産省	R 7.5.23	R 7.5.30	公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行	最近における森林の経営管理をめぐる状況に鑑み、森林の循環利用を促進するため、市町村等が経営管理の集約化に関する目標等を定める構想を定めた場合に、市町村はその実現のため経営管理権及び経営管理実施権を一括で設定することを可能とするとともに、施業実施協定に加え、施設整備等の共同化に関する協定を追加する等の措置を講ずる必要がある。

4月新設住宅着工

国土交通省がまとめた4月の新設住宅着工戸数は、持ち家が前年同月比23.7%減の1万3,635戸と先月の増加から再び減少、貸家が同27.9%減の2万4,939戸と3カ月ぶりの減少、分譲住宅でも同29.7%減の1万6,148戸と3カ月ぶりの減少となったため、4月の新設住宅着工戸数全体では、同26.6%減の5万6,188戸と3カ月ぶりの減少となり、着工床面積でも、同27.6%減の417万7千㎡と3カ月ぶりの減少となりました。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同42.0%減の62万6千戸となり、3カ月ぶりの減少となりました。

持ち家では、民間資金分が同24.4%減の1万2,362戸と先月の増加から再びの減少、公的資金分でも同16.5%減の1,273戸と3カ月ぶりの減少となったため、全体でも減少となりました。

貸家では、公的資金分が同8.1%増の2,734戸と7カ月連続の増加となったものの、民間資金分が同30.8%減の2万2,205戸と3カ月ぶりの減少となったため、全体でも減少となりました。

分譲住宅では、マンションが同36.9%減の7,709戸と4カ月ぶりの減少、戸建て住宅でも同22.8%減の8,169戸と先月の増加から再びの減少となったため、全体でも減少となりました。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、持ち家が同2.3%増の397戸と2カ月連続の増加となったものの、貸家が44.7%減の202戸と2カ月ぶりの減少、分譲住宅でも同17.5%減の99戸と3カ月連続の減少となったため、岐阜県全体では、同21.3%減の700戸と2カ月ぶりの減少となりました。

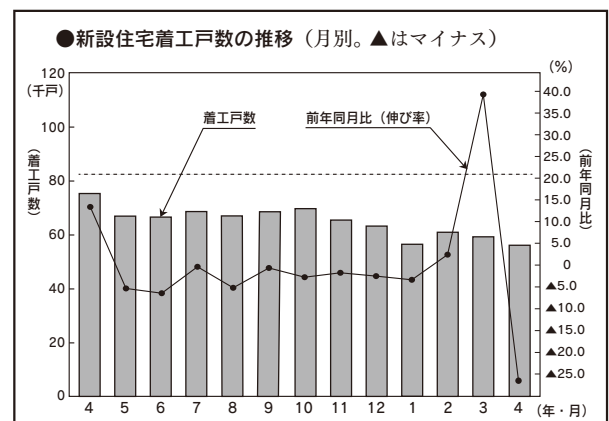
三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同18.6%減の3,077戸、貸家が同10.7%減の1万749戸、分譲住宅でも同38.0%減の6,729戸と全利用関係別で減少となったため、首都圏全体では同22.6%減の2万695戸となりました。

中部圏では、持ち家が同27.0%減の1,979戸、貸家が同53.0%減の1,555戸、分譲住宅でも同21.6%減の1,765戸と全利用関係別で減少となったため、中部圏全体では同36.2%減の5,356戸となりました。

近畿圏では、持ち家が同22.9%減の1,802戸、貸家が同29.1%減の4,993戸、分譲住宅でも同22.2%減の3,311戸と全利用関係別で減少となったため、近畿圏全体では同25.7%減の1万145戸となりました。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの持ち家が同18.1%減の1,668戸、貸家が同21.3%減の4,174戸、分譲住宅でも同18.4%減の386戸と減少となったため、全体では、同20.5%減の6,238戸と先月の増加から再びの減少となりました。

2×4では、持ち家が同29.6%減の1,667戸、貸家が同55.4%減の2,646戸、分譲住宅でも同32.2%減の506戸と減少となったため、全体では、同46.6%減の4,839戸と3カ月ぶりの減少となりました。



重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律に基づく区域の指定について

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（以下「法」という。）に基づく注視区域及び特別注視区域の指定・変更に関する告示が、令和7年6月25日に公布されましたのでお知らせします。本告示は、令和7年8月1日をもって施行することとされており、新たに特別注視区域に指定された「防府北基地レーダー地区」（山口県山陽小野田市）においては、同日以降、法第13条に基づく土地等に関する所有権等の移転等の届出に係る義務が生じることとなります。

なお、制度の概要や注視区域・特別注視区域の図面について、内閣府ホームページに掲載しているとともに、問い合わせについては、内閣府重要土地等調査法コールセンターにおいて対応されています。

【内閣府ホームページ】

・重要土地等調査法

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/index.html>

・区域の指定について

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/kuiki.html>

・届出について

<https://www.cao.go.jp/tochi-chosa/todokede.html>

（問い合わせ先）

内閣府重要土地等調査法コールセンター

電話番号 0570-001-125（平日9：30～17：30）

〔*information*〕 インフォメーション

アットホーム（株）による「建物状況調査事業者紹介サービス」終了のお知らせ

平成30年4月施行の改正宅建業法において、既存住宅の取引における媒介契約書に「建物状況調査のあっせんの有無の記載」や重要事項説明時の「建物状況調査結果の概要説明」などが義務付けられたことにより、本会では、会員の方に、アットホーム(株)との提携による「建物状況調査／瑕疵保証・保険サービス」を提供してきましたが、令和7年7月31日（木）をもって本サービスを終了することとなりました。

なお、(一財)ハトマーク支援機構が業務提携をする住宅保証機構(株)、ジャパンホームシールド(株)、さくら事務所（インスペクションパック）につきましては、引き続きサービスを利用することができます。

第26回 Learn through Legal thinking

善良な管理者の注意



顧問弁護士 浦田 益之

事例

売主Xと買主Aは、宅建業者Yの仲介により、或る土地建物について、代金4000万円の売買契約をした。Xの不履行でAが本契約を解除した場合には、Xは既受領金を返還し、別に違約金800万円を支払う旨の特約が設けられていた。

また、本件建物は、宅建業者Z仲介の下で、S社がXから賃借中であつたが、その期間が満了する10カ月後には退去になることが取引の前提とされていた。

ところで、Zは、S社に対し、定期賃貸借契約書なる書面を渡したうえ、更新はないとの説明を了していたが、借地借家法の38条書面は交付されずにいた。

そのうえ、双方は、覚書を交わしてこれを1年延長もしていた。

なお、Yは、上記二つの書面はXから見せてもらっていた。

Aは、その言を信じて、契約と同時に代金金額を支払ったが、S社は話が違うとして、立ち退かなかった。

この結果、S社は、普通借地権としてなお有効であり、更新はできると主張したので、Xは仕方なく解決金300万円を支払って立ち退いてもらうことにした。

Xは、Yに対し、不動産に係る必要な調査・確認や販売取引上のリスク説明を怠ったとして、損害賠償請求の訴えを提起した。

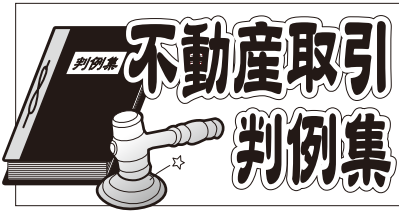
判断のポイント

Xも誤解していたうえ、X S社間の建物賃貸契約が完全なものでなかったにせよ、宅建業者Zが入って賃貸の仲介をしていた事案になるが、それでも、Yは、その責任を問われることがあるのか。

あるとすればどうしてか。

何を調査・確認し、どう指示すべきであつたか。

[結果・Y敗訴]



隣地建物と密着していた建物を解体し更地にした売主業者から更地を購入した買主が、隣地建物外壁の剥離落下事故発生により、貸駐車場の一部が使用できなかったことから、売主業者及び隣地建物所有者に対して、駐車場収益減少による損害の賠償を求めた事案において、両者に不真正連帯債務の賠償責任が認められた事例

(東京地裁 令和3年7月20日判決)

【事案の概要】

平成27年7月、売主Y1（被告・宅建業者）は、本件土地について、地上建物のAビル（昭和35年築）を取り壊し更地にして引き渡す条件で、買主X（原告）と代金38億円とする本件売買契約を締結した。

Aビルは、Y2（被告・宅建業者）が所有するBビル（昭和34年築）と密着して建築され、一体として利用されていたことから、Y1は、解体工事に当たってA・Bビルの床取合部を手斫り（てはつり）し、Bビルのドア跡部分や屋上部分の接着面に補修を行うなどして、Aビルの解体工事を終了させ、平成27年12月に本件土地をXに引き渡した。

Xは本件土地を、平成28年1月より時間貸駐車場用地としてC社に賃貸したところ、同年10月、Bビルの外壁の建材が剥離して本件土地に落下する事故が発生したため、C社は15区画の駐車場のうち10区画を閉鎖し、XとC社は月額賃料480万円を160万円に減額する合意をした。

平成28年12月、Y2は、Bビルの外壁の一部をネットで覆う措置をとったが、建材の剥離は続き、剥離した建材はネット内にとどまるばかりでなく、ネットの外の本件土地との境界線付近に散乱したため、平成29年6月、Xは、Y1及びY2に対し、Bビルの外壁の補修工事と補修工事完了までの賃料減少分の損害賠償を求める本件訴えを提起した。

令和元年11月にY2がBビルの外壁の補修工事を完了したことから、XとC社は、令和2年1月より、落下事故前と同様に15台分の駐車場賃料480万円で賃貸することとし、Xは本件訴えのうち、外壁補修工事を求めている部分を取り下げ、本件落下事故による賃料減少分の損害について、Y1には本件売買契約上の債務不履行（不完全履行）などがあるとして、Y2には、Bビルの設置保存の瑕疵により上記損害が生じたとして、8,878万円余を求める訴えに変更した。

【判決の要旨】

裁判所は、次のように判示して、Xの請求を認容した。

（Y1の責任について）

A・Bビルは、電気・水道・ガス等を共有し、屋上部分等が接触していたが、A・Bビルの鉄筋は接続されておらず、一部の梁は外見上一体に見えるものの、梁の間が木製の合板によって分離されており、独立した建物であったと認めるほかない。

また、解体工事によってBビル南側外壁に損傷が生じたと認めるに足る具体的な証拠はない。むしろ、床取合部に手斫りでの工事がなされていたことなどから解体工事は慎重に行われていたと推認することができる。

調査意見書の内容を踏まえると、事故は、解体工事でBビル南側外壁に生じた解体痕から剥離した建材の落下によって生じたものではなく、Aビルの建築から事故までの約55年間、Aビルの存在により補修されず、自然劣化が進んだ状態であったBビル南側外壁が、解体工事で外部に露出し、

その劣化が風雨や紫外線にさらされたことで進行した結果生じたものであったと認めるのが相当である。

Y1は、Bビル南側外壁は、約55年間にわたって全く補修がされておらず、Aビル解体後、Bビル南側外壁を放置すれば、老朽化や長期間の未補修を要因として外壁の剥離が起き得る状況にあり、Y1はそのことを予見し得たと自認していることや、Y1が売買契約の売主として、建物を解体してXに引き渡すべき義務を負っていたことからすると、Y1にはXに対し、解体工事後に露出したBビル南側外壁からの建材剥離によって土地の利用が妨げられる可能性を説明し、対処を促すべき法律上の義務（これは契約上の義務であるとともに、不法行為上の義務でもある。）を負っていたと評価するのが相当である。

（Y2の責任について）

本件事故は、前述の調査意見書のとおり、Bビル南側外壁の外部露出による自然劣化の進行により生じたものであったと認められ、Y2のBビル南側外壁の設置保存の瑕疵によって生じたものであったといえることができる。よって、Y2は、民法717条1項（工作物責任）に基づき、本件事故によってXに生じた損害について賠償する責任を負う。

（損害について）

本件事故によってXに生じた時間貸駐車場の賃料収入の減少分はY1の義務違反及びY2所有のBビルの設置保存の瑕疵と相当因果関係を有する損害と評価するのが相当である。Y1はXに対し、不法行為（民法709条）による損害賠償債務として8,878万円余を支払うべき義務を負い、Y2はXに対し、不法行為（民法717条1項）による損害賠償債務として支払うべき義務を負うが、これらは不真正連帯債務の関係に立つと解される。

【まとめ】

本事案では、隣接地のビル所有者の設置保存の瑕疵による工作物責任とともに、ビル解体工事を実施した事業者が隣接地のビルからの建材剥離の可能性を買主に説明しなかったことについても不法行為責任が認められている。事業者は外壁剥離の可能性を認識・予見した時点で、買主に可能性を説明するとともに、対処措置等について協議すべきであったと思われる。

類似事案では、「壁面タイル落下の危険性を放置した建物所有者に、営業ができなかった隣地駐車場の損害について賠償責任を認めた事例」（東京地判 平31・3・25）がある。また、人的被害が発生した場合には民事のみならず刑事責任を問われることもあり、「店舗の突出看板の支柱が落下し歩行者が重篤な傷害を負った事件において、店舗責任者に業務上過失傷害罪の成立を認めた事例」（札幌地判 平29・3・13）についても注視願いたい。

（一財）不動産適正取引推進機構「RETIO」より抜粋

免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。

免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますのでご注意ください。

協 会 の 動 き

6月3日

- ・(公社)中部圏不動産流通機構第1回理事会
名古屋市：山本会長、瀬上常務理事出席
- ・全宅連中部地区連絡会第1回運営協議会
名古屋市：山本会長出席

6月5日

- ・岐阜県空家等対策協議会
岐阜市：山本会長、磯西事務局長出席

6月9日

- ・全宅連第2回広報啓発委員会
東京：山本会長出席

6月10日

- ・第2回宅建試験事務説明会

6月13日

- ・第2回法定講習会

6月15日

- ・宅建ぎふV o l . 5 8 2

6月17日

- ・東海不動産公正取引協議会定時総会
名古屋市：山本会長、林副会長、土屋・菱田常務理事、吉益職員出席

6月19日

- ・第1回正副会長会議
- ・弁護士相談

6月20日

- ・(公社)中部圏不動産流通機構定時総会
名古屋市：山本会長、磯西事務局長出席

6月26日

- ・全宅連・全宅保証令和7年度定時総会
東京：山本会長、林副会長、磯西事務局長、吉益職員出席

6月27日

- ・(一社)全国賃貸不動産管理業協会第15回定時社員総会
東京：東常務理事、磯西事務局長出席

支

部

だ

よ

り

岐阜中支部

6月17日

巡回相談(岐阜市役所)

6月19日

第1回役員会

6月24日

巡回相談(岐阜市役所)

岐阜南支部

6月2日

第2回正副支部長会議

6月3日

巡回相談(岐阜市役所)

6月4日

巡回相談(各務原市役所)

6月17日

第2回幹事会

6月18日

巡回相談(羽島市役所)

6月24日

第1回広報誌発行担当者会議

6月27日

第1回広報情報提供委員会
第2回広報誌発行担当者会議

岐阜北支部

6月10日

巡回相談(岐阜市役所)

西濃支部

6月19日

養老町空き家相談会(養老町中央公民館)

6月27日

西濃土地建物六士協議会総会

巡回相談(大垣市役所)

中濃支部

6月5日

第1回流通委員会

6月10日

巡回相談(関総合福祉会館)

6月13日

第1回研修委員会

6月16日

入会審査会

飛騨支部

6月6日

流通広報委員会

会 員 の 異 動

入 会 者（会員名簿に貼付けしてご利用頂けます。）

免許番号 免許年月日	商号又は名称	代 表 者 (政令使用人)	専任の宅建取引士	電 話 番 号 F A X 番 号	事 務 所 所 在 地	〒
---------------	--------	------------------	----------	----------------------	-------------	---

【岐阜北支部】

(1) 5353 7. 1. 29	イ シ グ レ 不 動 産	石 樽 優 一		058-233-2324 058-231-7939	岐阜市萱場東10-30	502-0935
----------------------	---------------	---------	--	------------------------------	-------------	----------

【中濃支部】

(11) 2480 4. 3. 30	(株) ヤ マ カ 木 材 シンプルホーム可児営業所	山 田 重 貴 (熊 崎 亮 也)		0574-66-1505 0574-66-1506	可児市下恵土4100	509-0203
-----------------------	-------------------------------	----------------------	--	------------------------------	------------	----------

退 会 者

支 部	商 号	代 表 者	事務所所在地	備考	頁
岐阜南	(株)ワイエス・コーポレーション	中 尾 正 邦	岐阜市茜部新所3-73	廃 業	18
岐阜南	㊦ 大 成 不 動 産	箕 浦 茂 幸	羽島市足近町南宿2929	死 亡	20
岐阜北	(株) O N A 不 動 産 販 売	大 西 晃 奨	岐阜市上土居1-5-2	廃 業	28
岐阜北	(株) T K 企 画	廣 瀬 貴 幸	瑞穂市十九条字屋敷736-1	廃 業	32

変更事項（6月）

支 部	商 号	変更事項	変 更 内 容		頁
			旧	新	
岐阜中	あ ま の 不 動 産 (株)	所 在 地	〒500-8381 岐阜市市橋4-11-11	〒500-8381 岐阜市市橋3-6-24	8
岐阜中	大 和 ハ ウ ス 工 業 (株) 岐阜支店	代 表 者	芳井敬一	大友浩嗣	10
岐阜南	(株)不動産SHOPナカジツ 岐阜店	所 在 地	〒500-8466 岐阜市加納本石町3-6 ディライト106	〒500-8282 岐阜市茜部大川1-58-7	—
		T E L	080-7228-3405	058-271-0001	
		F A X		058-271-0002	
		政令使用人	吉川慶祐	小見山将成	
岐阜南	ネ ク ス テ ー ト	T E L	058-377-3244	058-257-6811	—
岐阜北	(株) グ ラ ホ ス	政令使用人		小林憲和	29
西 濃	イ ビ ケ ン (株)	代 表 者	臼井勝弘	山村範彦	36
西 濃	(株) T K E ・ に し み の	代 表 者	西脇きよ子	西脇敏郎	41
西 濃	(有) ア ン ド ー 不 動 産	代 表 者	安藤稔	安藤成人	46
中 濃	ナビ・コミュニティ(株) 美濃加茂営業所	所 在 地	〒505-0038 美濃加茂市中部台3-3-2	〒505-0038 美濃加茂市中部台2-14-18	51
東 濃	(株) カ チ タ ス 多治見店	政令使用人	寺尾美香	松田美香	62

※ 頁の欄は、「令和6・7年度会員名簿」の掲載ページです。「—」表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。

【不動産キャリア】サポート研修制度
取引実務の基礎を網羅

めざせ! 不動産 キャリアパーソン®

不動産取引の「実務」を基礎から学べる!
従業者教育のツールとしても最適!
宅建アソシエイトや宅建士への
ステップアップをめざすあなたにも!

頑張るあなたを
応援します!



資格登録証

不動産キャリアパーソン®とは

- ▶ 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座です。
 - ▶ 宅建業従業者、経営者、宅建取引士、消費者問わず、不動産取引に関わるすべての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、さらに会社の従業者研修としても利用されています。
- 受講料 8,800 円(税込)



テキスト
+Webで
いつでも
学習

イメージキャラクター 佐藤まり江 さん



公益社団法人

全国宅地建物取引業協会連合会

不動産キャリアパーソン で 検索

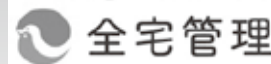


本部事務局・支部事務所の夏季休暇について

8月12日(火)～15日(金)は夏季休暇により、岐阜県不動産会館及び各支部事務所は休館(休日)となりますので、よろしくお願いします。

賃貸住宅管理の専門家になる**唯一の国家資格**
「賃貸不動産経営管理士」試験合格に向けた

「住まう」に、寄りそう。



2025年度 賃貸不動産経営管理士講習

試験問題50問のうち

5問免除

賃貸不動産経営管理士とは

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律において、賃貸住宅管理業務を行ううえで設置が義務付けられている「業務管理者」の要件とされた国家資格です。賃貸住宅管理に関する知識・技能・倫理観を持った専門家としてその能力を発揮し、賃貸不動産の管理を適切に行うことを通じて、賃貸不動産所有者の資産の有効活用、不動産に居住し利用する賃借人等の安全・安心を確保するといった非常に重要な役割を担っています。資格取得には年1回実施される試験に合格する必要があります。

賃貸不動産経営管理士講習とは

※本講習はテキスト代が含まれています

「賃貸不動産経営管理士」資格の取得に向けた学習の場であり、賃貸住宅管理業務に必要な専門知識の習得と実務能力を高めるための講習です。同講習を修了することによって**賃貸不動産経営管理士試験**において、修了年度とその翌年度の試験50問のうち5問が免除されます。

令和7年度賃貸不動産経営管理士試験：2025年11月16日(日)13～15時

※試験申込は8月1日(金)開始予定、詳しくは(一社)賃貸不動産経営管理士協議会HPをご覧ください。

日程：令和7年9月4日(木) 9:00～17:30 ※8:50受付開始

会場：O K B ふれあい会館 301 中会議室

岐阜市藪田南5-14-53

定員：40名

※申込締切は講習日の21日前（ただし、定員になり次第締め切り）

※講習の詳細、申込は全宅管理HP (<https://chinkan.jp/>) を参照願います

「全宅管理」で検索 🔍

受講のメリット

**合格率
向上!**

1日の講習で合格率が
9.1%アップ!

試験問題50問のうち5問が免除されることにより、一般の受験者に比べて合格率が高くなります。

(昨年未受講者合格率は20.6%。
受講者の合格率は29.7%。)

修了要件

- ①事前学習
(「賃貸不動産管理の知識と実務」を使用した概ね2週間の自宅学習)→
- ②全講義(講義映像と書籍「賃貸不動産管理の知識と実務」を用いたスクール形式の講習及び確認テスト)の受講

申込方法

インターネットによる申込
スマホからの申込は右のQRコードをご利用下さい



**誰でも
受講可能**

全ての方に開かれた
合格への近道

本講習に受講要件はありません。賃貸住宅管理業や宅地建物取引業に従事していない方でも受講可能です。

受講料

22,550 円(税込)

- ※受講料には、教材である令和7(2025)年度版「賃貸不動産管理の知識と実務」(4,400円(税込))が含まれております。
- ※同書籍及び受講票は講習にお申し込みただいてから、10日程度で郵送にてお届けいたします。講習当日は同書籍及び受講票を必ず持参してください。
- ※既に同書籍をお持ちの際は、他団体の講習にお申し込みください。

【お問い合わせ先】(委託業者) (株) 日建学院

電話：0120-243-229 (受付時間：平日10時～17時)

メール：cfkzt@nkg88.co.jp



「ハトマーク」は、全宅連系ハトマークグループのシンボルマークです。
「ハトマーク」の2羽のハトは、「会員とお客さま」、赤色は「太陽」、緑色は「大地」、白色は「取引の公正」を表しています。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

【本部無料相談所】 来館による相談は事前に電話でご予約ください。

所在地 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館

電話番号 058-275-1551

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:00～12:00 午後1:00～4:00

弁護士相談 事前に電話でご予約ください。
毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

【支部無料相談所】 事前に電話でご予約ください。

実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉北山町3-3	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
<https://www.gifu-takken.or.jp>

令和7年6月30日現在
所属会員 1,117名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）

会長・本部長 山本 武久

（編集責任者）

情報提供委員長 瀬上 直樹